

◇ コンビニ交付Q&A（税証明版）

1-Q	コンビニ交付とは？
1-A	マイナンバーカードを利用して、課税・非課税証明書をコンビニで取得できるものです。
2-Q	コンビニ交付で取得できる証明書は？
2-A	課税・非課税証明書（最新年度のみ）となります。 例）平成31年1月1日～令和元年12月31日の期間による収入 ⇒ 令和2年度（最新年度）となります。
3-Q	課税（非課税）証明書と所得証明書の違いは？
3-A	コンビニで取得できるのは、課税（非課税）証明書のみになります。 所得証明書は収入額（給与及び年金のみ）と所得額が記載されますが、課税（非課税）証明書の場合、所得証明書記載内容に加えて控除額や課税額の記載もされています。
4-Q	最新年度への切替えの時期は？
4-A	毎年、6月初旬に切替作業を予定しています。 ※切替作業に伴いシステムの利用が停止する場合は、事前に市報等でお知らせします。
5-Q	コンビニ交付で誰の証明書が取得できるか？
5-A	マイナンバーカード所有者本人が本人のもののみ取得できます。
6-Q	取得制限（年齢）はありますか？
6-A	ありません。マイナンバーカードを取得していれば年齢に関係なく取得できます。
7-Q	コンビニ交付は、いつから？
7-A	平成28年12月5日（月）からです。
8-Q	コンビニ交付の利用時間は？
8-A	利用時間は、午前6時30分から午後11時までです。 ※土日祝祭日も利用可能です。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）は除きます。 また、システムメンテナンス等により利用ができない場合は、市報等でお知らせします。
9-Q	利用できる場所は？
9-A	セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、Aコープ北東北、セイコーマート、イオンリテール、国分グループサーズチェーン、エコーブ鹿児島、セブオン、ミニストップ、ポプラのコンビニで利用できます。 ※上記記載のコンビニであれば、西東京市内に限らず全国で利用が可能ですが、一部コンビニ店舗において端末が設置されていないためご利用ができない場合がありますのでご注意ください。 また、コンビニ以外でも、キオスク端末（マルチコピー機）が設置されている郵便局や石川県小松市、茨城県守谷市、奈良県生駒市、滋賀県長浜市のキオスク端末（マルチコピー機）でも利用できます。
10-Q	コンビニ交付による手数料は？
10-A	一通200円になります。（各庁舎及び出張所での手数料は一通300円）
11-Q	コンビニ交付で間違えて取得してしまった場合、返金してもらえるのか？
11-A	返金はいしません。
12-Q	プライバシーへの対策は？
12-A	市とコンビニのキオスク端末（マルチコピー機）は、暗号化した専用回線で通信しています。 さらに、証明書発行後は、端末内のデータが消去されます。
13-Q	コンビニ交付により課税・非課税証明書を取得できなかったのですが、なぜですか？
13-A	ご本人様による申告や勤務先からの報告がない場合、どなたの扶養にもなっていない場合、もしくはマイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れなどが考えられます。 お手数ですが、申告につきましては市民税課、電子証明書の有効期限切れにつきましては市民課までお問い合わせください。
14-Q	課税・非課税証明書には、個人番号や法人番号が記載されますか？
14-A	課税・非課税証明書において、個人番号や法人番号は記載されません。
15-Q	西東京市から転出したら？
15-A	コンビニ交付による証明書の取得はできません。
16-Q	西東京市に転入したら？
16-A	課税・非課税証明書は、その年の1月1日に住民登録があった自治体での取得となります。よって、その年度の課税・非課税証明書は取得できません。 ※転入後、マイナンバーカードのデータ更新が必要です。